

第20回福井家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成25年6月18日(水)午後1時30分から午後4時00分まで

2 開催場所

福井家庭裁判所第1会議室(3階)

3 出席者

(1) 委員

揖斐潔委員長，青山直弘委員，鵜飼祐充委員，奥村繁子委員，海道宏実委員，
知見康代委員，辻利律子委員，中島文男委員，橋本修明委員，山崎麗子委員
(五十音順，以上10人出席)

欠席 榎美保委員

(2) 事務担当者

岩佐裁判官，森事務局長，大森首席家裁調査官，坂本首席書記官，勝田次席
家裁調査官，石橋事務局次長，海住総務課長，小林総務課課長補佐，山田庶
務係長

4 議事

(1) 委員長互選，委員長あいさつ

(2) 少年審判手続の説明

(3) 少年審判事件の統計説明

(4) 審判不開始，不処分事件における調査，審判及びその中で行われる教育的働 きかけの実情紹介

(5) 教育的働きかけの概要紹介

(6) 意見交換

5 意見交換要旨

別紙のとおり

6 次回開催期日及び意見交換のテーマ

平成25年12月2日(月)午後1時30分から

「成年後見制度について」

(別紙)

意見交換の要旨

(:委員, :委員長, :事務担当者)

- : 事件を起こした少年に対し、ただ怒るだけ、逆に甘やかすだけの接し方ではなく、事件後に適切に少年を指導できるよう、保護者に対する教育も大切ではないかと思えます。
- : 少年法第25条の2の「保護者に対する措置」という規定にあるように、家庭環境が悪かったり、家庭での少年への指導、教育が不適切だったり、少年に無関心あるいは目が行き届かない保護者に対しては、少年との関係を改善するよう審判等で指導を行うことができます。
- : 統計説明によると、少年事件は減少傾向にあるようですが、減少している理由が分かれば教えてください。また、最近の少年事件の特徴には変化があるのではないですか。
- : 少年事件が減少している理由としては、子供の数が減ってきていることがあります。
- 少年事件の最近の特徴としては、インターネットに絡んだ非行が見受けられるようになりました。また、発達障害と診断された少年の事件も増えている印象があり、医師と相談しながら対応しています。
- : 教育現場での私の経験からですが、防犯の意識が高まっていることから、万引事案が減ってきているのではないかと考えています。その一方で、忙しい保護者と少年との関係が薄いからか、友人や先輩後輩の関係の中で集団化して非行を起こしているように思います。そうすると、保護者も学校も対応しきれなくなってしまうのではないかと思えます。
- : 墮落した生活を送ってきたことで非行に走った少年にも何か目標を持たせることで、立ち直っていけるのではないかと思えます。また、家庭裁判所の働きかけにより、被害者に対する理解を深めさせたり、自尊感情を涵養したり、

親子関係の改善といった具体的な目標を定めることによって、今後の少年の更生の手助けになれば良いと思います。

先ほど、少年への指導のみならず、保護者への指導も大切であるとの御意見がありました。私も同感です。日々の生活においては、家庭で過ごす時間が多いのですから、保護者への指導を重点的にする方法も良いのではないかと思います。

： 私も保護者への指導を行うことは良いと思っています。保護者に指導できる機会に指導しておかないと、同じ過ちの繰り返しになってしまうのではないのでしょうか。家庭裁判所調査官が行う調査には、少年とその保護者が来るのですから、その教育を強化してほしいと思います。

： 保護者への教育を重点的にするという御意見が多く出されていますが、家庭裁判所は保護者に対してどんなことができるのですか。

： 少年調査では、少年とともに保護者も呼び出し、その面接の際に、保護者への指導が必要な場合には、その問題点を指摘して改善を求めるとともに、その面接調査の結果を踏まえて、審判においても保護者への指導を行うこととなります。子育てに問題のある保護者に対しては指導を行い、それでも不安があるときには、親子関係等の改善に役立つ機関を紹介したりしますが、非行性が進んだ少年の保護者は、家庭裁判所の指導を受け入れず、無責任な対応をとることが比較的多いように感じます。

通常、在宅事件の少年とその保護者との面接は、1、2回ほどですが、試験観察になった場合、その期間中に何回か保護者との面接ができますから、その中で繰り返して指導することができます。

： 審判において、少年、保護者にどのような働きかけをするのかお話ししたいと思います。比較的軽微な事件の保護者は、保護者自体に大きな問題は少ないと言えます。指導の必要な保護者には二通りのタイプがあり、少年が言うことをなかなか聞いてくれないが、なんとかしたいと思って困っているタイ

プの保護者と、少年は荒れているけれども、もういいやと思って諦めている無関心なタイプとがあります。保護者が少年をなんとかしたいと思って困っている場合には、少年に対して、保護者の言うことを聞くように、保護者への力添えとなるような働きかけをしますが、諦めている無関心な保護者で、今までの少年への関わり方に問題があることを認識できないような場合には、保護者に対して、気付いてもらうような働きかけをしたり、第三者の専門機関に指導を委ねることを検討したりします。

： 審判の対象は少年だけですが、保護者にも少年と一緒に保護司の指導を受けさせたり、少年院にも何回か出向かせて、少年と一緒に指導を受けさせたりすることはできないでしょうか。

： 少年との関わり方に心配があれば、保護司のところに少年と一緒に行って指導を受けてくださいと審判の際にお話しし、保護観察所には、少年だけでなく保護者も同行させるように引継ぎを行っておくことはできると思います。

： 今回紹介いただいた事例で、親子で「万引被害を考える親子の会」の講習を受講させたとあるように、保護者と一緒にボランティアとか清掃活動のような場を設けて共同作業をすることにより、保護者は子供の良い面を発見することができ、子供も保護者の思いを知ることができて、関係の改善のきっかけとなると思います。同時に、子供は保護者から認められている、社会に貢献できるという意識を持つようになり、再犯防止に繋がっていくと思います。

： 共同作業としては、どのようなものが考えられますか。

： 保護者と少年と一緒に公園清掃のようなイベントに参加するという方法が考えられると思います。

： 少年鑑別所の心身鑑別の中で行われる色々な角度からのテスト結果資料を基に、調査や審判の中で、保護者と少年の意識の食い違いを解消し、保護者に裏切られたなどといった少年の誤解を取り除く働きかけをすることで、関係が改善され、少年のやり直しのきっかけとなる場合があるのではないかと思います。

います。また，被害者の気持ちを理解していない少年に対しては，家庭裁判所調査官や付添人が協力していろいろな角度から話をし，被害者の心情などに気付かせることも大切であると思います。

： 福井家庭裁判所では，どれだけの補導委託先を確保しているのですか。

： 身柄付き補導委託先として，更生保護施設，宗教施設，和太鼓の団体等の7箇所，職業補導委託先として1箇所及び短期補導委託先として，特別養護老人ホーム，保育園等の3箇所があります。

少年の特徴や問題性に合ったバリエーションのある補導委託先が必要であり，委員の皆様は委託先の候補となる方を御紹介いただけたらと思っています。

： 教育的な働きかけで保護者への指導という意見が出ていましたが，保護者への指導というのは本当に難しいものです。福井県は，女性の就職率が高く，忙しい保護者が多いところでは。子供が乱暴になってきたとか，友達との関係がなくなっているといったような相談をしたくても，忙しくて時間がない，適当な機関がない状態であると思いますので，忙しい保護者がいつでも相談できる専門的な機関が増えれば良いと思います。

： 少年の保護者に対する指導に関する御意見が多いところですが，家庭裁判所は非行事件自体が少年の発する何らかのサインであると思っており，これをきっかけとして，保護者に対し少年の考えていることを伝えることで，少しでも親子が話し合える機会になればと思っています。

： 「短期間で効果をあげられる教育的な働きかけはないか」という話がありましたが，短期間でというのはなかなか難しいと思います。検察庁では，現在，保護観察所，地域定着支援センター，県や市の関連部署といった関係機関の協力を得て，犯罪者の再犯防止の活動をしています。在宅の被疑者に検察庁に数回来てもらって処分を決めるわけですが，立ち直りの良い機会ありますから，親や家族にも一緒に来てもらって，こういう相談場所がありますよとの関係機関を紹介しています。強制力はなく，あらかじめ関係機関に話

を入れておいて、仲介をする程度のことしかできませんが、被疑者等がこの相談を続けてくれることで効果があるのではないかと思います。